

やなかねば」に改めぬ。

附 則

の認可は、公表の日から施行する。

第12401号

<p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人プラットさが (2) 代表者の氏名 吉野 徳親 (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県佐賀市兵庫南二丁目16番地16号</p>													
<p>○ 古川 康</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者の自立と社会参加に関する事業を行い、精神障害者も市民の一人として、共に暮らしがやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>													
<p>平成十六年1月九日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病名</th> <th>区分</th> <th>発生年月日</th> <th>発生場所</th> <th>発生頭数</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三一病</td> <td>患畜</td> <td>平成十五年一月十九日</td> <td>佐賀郡東与賀町</td> <td>一頭</td> <td>乳牛</td> </tr> </tbody> </table>		病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用	三一病	患畜	平成十五年一月十九日	佐賀郡東与賀町	一頭	乳牛
病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用								
三一病	患畜	平成十五年一月十九日	佐賀郡東与賀町	一頭	乳牛								
<p>○ 古川 康</p> <p>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定期変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成16年2月9日まで佐賀県「さが元気ひろば」において縦覧に供する。</p> <p>平成15年1月9日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p>													
<p>1 縦覧に供する書類 川副西部土地改良区営土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年1月13日から平成16年2月9日まで</p> <p>3 縦覧の場所 川副町役場</p>													
<p>佐賀郡川副町大字鹿江623番地1 南川副北部土地改良区理事長 江頭幸夫 から認可申請の南川副北部土地改良区営土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用</p>													
<p>1 申請のあった年月日 平成15年12月8日</p>													

する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月9日

第12401号

- 1 縦覧に供する書類
(1) 南川副北部土地改良区営土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し
(2) 南川副北部土地改良区の変更後の定款の写し

2 縦覧の期間

平成16年1月13日から平成16年2月9日まで

3 縦覧の場所

川副町役場

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、兵庫北土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1年9日

佐賀県知事 古川 康

署名

平成16年1月9日(金)

3

佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字屋敷、字屋敷田、字屋敷前田、字西屋敷、字北小路、字南小路、字中小路、字下小路、字藏床小路、字下天神東、字下天神西、字天神南、字円通寺、字円福寺、字大藏寺、字光明寺、字宝林、字宝林庵、字堂林、字墓師北裏、字墓師森、字中道、字中通り、字明見、字推井樋口、字土井分、字館ノ内及び字西中野の全部並びに字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本杉、字六本杉、字上小路、字才藏及び字福伝寺の各一部

佐賀市兵庫町大字湖字三本松及び字四本松の各一部

佐賀市兵庫町大字西湖字二本柳、字三本柳及び字四本柳の各一部

6 変更認可の年月日

平成15年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、相知都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、相知町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類

相知都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

相知町

3 縦覧場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課
(2) 唐津土木事務所
(3) 相知町建設課

4 事業施行期間

平成10年10月16日

5 施行地区

4. 縦覧期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、伊万里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

1. 都市計画の種類

伊万里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2. 都市計画を定める土地の区域

伊万里市

3. 縦覧場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課

(2) 伊万里土木事務所

(3) 有田町建設農林課

(4) 西有田町まちづくり課

4. 縦覧期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、川副都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、川副町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

佐賀県知事 古川 康

1. 都市計画の種類

川副都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2. 都市計画を定める土地の区域

川副町

3. 縦覧場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課

す。

(2) 佐賀土木事務所
(3) 川副町企画商工課

4 縦覧期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、呼子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、呼子町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類

呼子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

呼子町

3 縦覧場所

佐賀県土木部まちづくり推進課

(1) 唐津土木事務所

(2) 唐津市都市計画課

(3) 浜玉町企画課

(4) 浜玉町企画課

4 縦覧期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

佐賀県知事 古川 康

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、唐津都市

計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、唐津市及び浜玉町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、

当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類

唐津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

唐津市及び浜玉町

3 縦覧場所

佐賀県土木部まちづくり推進課

(1) 唐津土木事務所

(2) 唐津市都市計画課

(3) 浜玉町企画課

(4) 浜玉町企画課

4 縦覧期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、唐津都市

計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、唐津市及び浜玉町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、

押町乙字松ノ木原
総覧場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課

(2) 伊万里市建設部都市開発課

4 総覧期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊万里都市計画臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり総覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、総覧期間満了の日までに当該都市計画案について意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

1 変更後の都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

都市計画の種類	臨港地区
都市計画の名称	伊万里港臨港地区
都市計画を変更する土地の区域	伊万里市山代町、二里町、松島町及び黒川町地内

2 総覧の場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課

(2) 伊万里土木事務所港湾課

(3) 伊万里市都市開発課

3 総覧の期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
20	唐津市鏡宇町裏1345番4	平成15.12.24	5.88	24.38

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 講議題目

● 佐賀県選舉権付与申請手続

選舉権付与申請の方法と申請手続

平成十六年一月九日

佐賀県選舉管理委員会

委員長 松尾 紀男

副委員長 森田 伸也

委員 長谷川 勝也

委員 佐藤 勝也